

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| | | 改 正 後 | | | 改 正 前 |
|---|-----------------------|----------------------|---|-----------------------|----------------------|
| 信用リスク区分 | 証券化証券等（再証券証券等を除く。）の場合 | 再証券証券等の場合 （パーセント） | 信用リスク区分 | 証券化証券等（再証券証券等を除く。）の場合 | 再証券証券等の場合 （パーセント） |
| <p>（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）</p> <p>第十八条の二 第八条第二項、第九条第四項、第十条第二項、同条第六項及び第十四条の二第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には、適格付業者の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを証券化証券等の銘柄ごとに相殺（発行者、発行通貨並びに配当、残余財産の分配及び優先劣後構造に係る順位が同一のものに限る。）した後のネット・ポジションの時価額に乗じて得た額を個別リスク相当額とする。ただし、リスク・ウェイトが自己資本控除に該当する場合は、ネット・ポジションの時価額を当該自己資本控除の額とする。</p> <p>一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。</p> | | | <p>（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）</p> <p>第十八条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 6 11 | 6 10 | 6 9 | 6 8 | 6 7 | 6 6 | 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | |
| 二十八 | 八 | 八 | 八 | 四 | 四 | 四 | 一・六 | 一・六 | 一・六 | 一・六 | (パーセント) |
| 五十二 | 十八 | 十八 | 十八 | 八 | 八 | 八 | 三・二 | 三・二 | 三・二 | 三・二 | |

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 6 5 | 6 4 | 6 3 | 6 2 | 6 1 | |
| 自己資本控除 | 二十八 | 八 | 四 | 一・六 | (パーセント) |
| | 五十二 | 十八 | 八 | 三・二 | |

| | | |
|--|--------|-----|
| 6 12 | 二十八 | 五十二 |
| 6 13 | 二十八 | 五十二 |
| 6 14、6 15、 6 16、6 17、 6 18 | 自己資本控除 | |

二 「略」

〔2〕7 略〕

第十八条の九 「略」

2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十八条の二第二項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 「同上」

〔2〕7 同上〕

第十八条の九 「同上」

2 「同上」

一 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第二十二條において準用する川上連結告示第二百六十條又は川上連結告示第二百六十一條に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十八條の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第二十二條において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

（川上連結告示の準用）

第二十二條 川上連結告示第十九條、第三十條、第三十一條、第九十六條第五号、第九十八條、第一百一條、第四章及び第六章第三節から第五節まで（第二百八十條の二を除く。）の規定は、特別金融商品取引業者について準用する。

二 第二十二條において準用する川上連結告示第二百六十條又は川上連結告示第二百六十一條に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第二十二條において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十條の三及び第二百八十條の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

（川上連結告示の準用）

第二十二條 川上連結告示第十九條、第三十條、第三十一條、第九十六條第五号、第九十八條、第一百一條、第四章及び第六章第三節から第五節（第二百八十條の三及び第二百八十條の四第二項を除く。）までの規定は、特別金融商品取引業者について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。